

山梨県土地家屋調査士会 令和4年度事業計画

基本方針

新型コロナウイルスの蔓延が続く中ではあるが、会務運営、研修会等の開催方法を工夫することで、この難局に対応していく。具体的には、オンラインシステムを使ったリモート会議、並びに、研修を充実させる。さらに、他会のオンライン配信の研修へも積極的に参加することで、土地家屋調査士として研鑽に努める。会務運営については、組織だった活動をするよう体制を整え、計画的かつ効率的な会務を行う。なお、会議・研修内容によっては、オンラインにとらわれることなく、感染対策を徹底した集合型の会議・研修会を開催し、それらの質を高める。

今年度は、土地建物実地調査要領の改訂も予定されていることから、法務局と情報交換を密に行うことで協力体制をとる。

支部会活動の活性化も図り、身近な土地家屋調査士同士が交流することで日頃の業務相談などしやすい関係性を構築する。

山梨会としては、土地家屋調査士制度が発展するよう日本土地家屋調査士連合会、並びに、関東ブロック協議会の事業に協力する。また、隣接他士業との連携も図り、幅広い知識を持つことで県民から信頼される土地家屋調査士を目指す。

事業活動

- (1) 会員研修の実施
- (2) 社会貢献活動(空家対策支援・災害対策支援等)及び出前講座等の実施
- (3) 支部活動への指導・育成・協力
- (4) 会則・規則等の整備
- (5) 認定土地家屋調査士の活動環境整備
- (6) 無料相談会の開催
- (7) 情報公開への対応(ホームページの充実)
- (8) 会報等の発行
- (9) 広報活動の推進
- (10) 新入会員研修への参加
- (11) 境界問題連絡協議会の開催
- (12) 顧問との交流活動の推進
- (13) 他士業との交流活動の推進
- (14) 公益社団法人 山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の活動に対する協力
- (15) 日本土地家屋調査士会連合会・関東ブロック協議会への協力